

指 示

平成 2 5 年 5 月 1 3 日

千葉県知事
鈴木 栄治 殿

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
安倍 晋三

貴県に対する、原子力災害対策特別措置法（平成 1 1 年法律第 1 5 6 号）第 2 0 条第 2 項に基づく平成 2 5 年 1 月 1 8 日付け指示は、下記のとおり変更する。

記

- 1 . 千葉県千葉市、佐倉市、流山市、八千代市、我孫子市、君津市、富津市、印西市、白井市及び山武市において産出されたしいたけ（露地において原木を用いて栽培されたものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
- 2 . 千葉県君津市、富津市及び山武市において産出されたしいたけ（施設において原木を用いて栽培されたものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
- 3 . 千葉県木更津市、柏市、市原市、船橋市、八千代市、我孫子市、白井市、栄町及び芝山町において産出されたたけのこについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
- 4 . 手賀沼及びこれに流入する河川（支流を含む。）並びに手賀川（支流を含む。）において採捕されたぎんぶなについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、

関係事業者等に要請すること。

- 5 . 貴県において捕獲されたいのししの肉について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。ただし、貴県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるいのししの肉については、この限りではない。

(参考)

指 示

平成25年1月18日

千葉県知事
鈴木 栄治 殿

原子力災害対策本部長
内閣総理大臣
安倍 晋三

貴県に対する、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第20条第2項に基づく平成24年12月14日付け指示は、下記のとおり変更する。

記

- 1．千葉県千葉市、佐倉市、流山市、八千代市、我孫子市、君津市、富津市、印西市、白井市及び山武市において産出されたしいたけ（露地において原木を用いて栽培されたものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
- 2．千葉県君津市、富津市及び山武市において産出されたしいたけ（施設において原木を用いて栽培されたものに限る。）について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
- 3．千葉県木更津市、柏市、市原市、船橋市、八千代市、我孫子市、白井市、栄町及び芝山町において産出されたたけのこについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。
- 4．千葉県成田市において産出された茶について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。

- 5 .手賀沼及びこれに流入する河川(支流を含む。)並びに手賀川(支流を含む。)において採捕されたぎんぶなについて、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係事業者等に要請すること。

- 6 . 貴県において捕獲されたいのししの肉について、当分の間、出荷を差し控えるよう、関係自治体の長及び関係事業者等に要請すること。ただし、貴県の定める出荷・検査方針に基づき管理されるいのししの肉については、この限りではない。